



ISO 専門運営委員会への勧告

背景

2002年9月にISO 専門運営委員会 (TMB)は決議 78/2002 を承認し、下記を委任事項とする社会的責任に関する諮問グループ(AG: Advisory Group on Social Responsibility)を発足させた。すなわち、

ISO は、企業の社会的責任分野の ISO デリベラブルの作成に着手すべきか否かを判断すること。

もし着手すべきであれば、作業の範囲およびデリベラブルのタイプを決定すること。

AG は、2003年1月、2003年2月、2003年7月、2004年1月、および2004年4月に会議を開き、また会議の合間には、数回電話会議を行った。

はじめに

AG は、広範囲な調査を実施し、長期に及ぶ協議を行って、きわめて多様な専門家および利害関係者グループの見解を反映させた。社会的責任の分野は定義付けが困難でしかもきわめて複雑であり、問題の取扱い方に関する意見には、明白な相違点が多々あることに気づいた。1件の反対意見(別添参照)を除いて、AG メンバーは、TMB が投げかけた疑問に関して次のようなコンセンサス(ISO 指令に定義されたような)に到達した。

勧告

ISO は、社会的責任分野での規格の作成に着手すべきか否か？

ISO は次のような場合にこれに着手すべきである。

1. ISO は、社会的責任には、自身がすでに取り組んできた主題や問題とは質的に異なる数多くの主題や問題が含まれることを認識する。
2. ISO は、政府および政府間組織によって適切に定義付けられる社会的義務または期待

本文書はISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

を設定する権限もしくは正当性を有していないことを認識する。

3. ISO は、一方で(国連の世界人権宣言、国際的な労働条約および ILO や関連する国連条約によって採択された他の協定のような)国際的な政府間組織が採択した協定と、もう一方で、前述した協定に定める普遍的な原則を反映させている場合もあればそうでない場合もある民間の自主的な運動との間に、相違があることを認識する。
4. ISO は、政治的なプロセスを通じてのみ解決が可能な問題に取り組むことを回避するために、対象範囲を制限する。
5. ISO は、広範囲な社会問題に関連する国際規範を三者構成（政労使）をベースとして規程する機関として、ILO 独自の権限を公式通達を通じて認識する。
6. ISO は、その主題の複雑さおよび展開の早さゆえ、社会的責任に関する実際の約定を整合化することは実施不可能であることを認識する。
7. ISO は、自身のプロセスを再検討し、必要な場合はより広範な利害関係者の実質的な参加を確実にするために、調整を行う。

業務の範囲および規格のタイプはどのようにすべきか？

次のような指針文書とすべきで、したがって、それに照らして適合性を評価するための規格文書とすべきではない。

- 企業および他の組織による使用のためのもの
- 結果およびパフォーマンスの改善に重点を置くもの
- この分野の一般用語を採用するもの
- さまざまな文化、社会、および環境の中で自身の社会的責任に効果的に取り組んでいる組織を支援するもの
- 他の関連する手段および方策を補足することが可能なもの
- 組織の社会的責任を扱う政府の権限を弱めることを意図しない旨を規定するもの
- あらゆる規模の企業および他の組織にとって役立つもの
- 以下に係わる方法および選択肢に関する実際的な指針を示すもの
 - 社会的責任活動の運用化
 - ステークホルダの識別およびそれらとの関わり合い

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

- 社会的責任に関する要求の信頼性向上
- 明解で理解しやすい文言で書かれているもの

プロセスに関する勧告

ISO は、発展途上国がこの業務に意味のある参加を確実なものとするように、あらゆる努力を払うべきである。

この業務の特異性と新規性を考慮し、ISO は、既存の専門委員会を用いるのではなく、この業務に着手する新たな専門委員会を召集すべきである。

新設の専門委員会では、その委任事項の一部として、これらの勧告に盛り込まれた項目のすべてを採用すべきである。

AG は、召集される専門委員会およびその構成団体のいずれかには、この諮問グループの中に含まれるような範囲の利害関係者を含めるよう勧告する。

ISO は、この新設専門委員会の業務が、既存の専門委員会の業務と調和して実施されることを確実にすべきである。

少数意見書

2004年4月30日

Dan 様

世界自然保護基金（WWF）は、AG が信じられない程の量の業務を完遂し、活発な議論を通じていくつかの非常に異なる意見をひとつにまとめ上げたことに感謝したいと思います。これは、メンバー各位が互いの意見に耳を傾け理解しようとする意志と、委員長としての貴殿の力量に依るものです。

その詳細な中身はもちろんのこと、作成された資料の膨大さだけでも目を見張るものです。しかし、資料の量と勧告を具体化する必要性の意味するところは、ISO TMB への勧告が実際には単独の文書と見なされるということです。

WWF は、ISO と広範なステークホルダとの関わりのプロセスは、持続可能な発展にとって貴重な貢献を成すことができると確信しています。したがって WWF は、一連の前提条件が満たされる場合に限り ISO は業務に着手すべきであり、また、デリベラブル（規格）は規格文書ではなく指針文書にすべきであるとするこの勧告の一般的主旨に同意しますが、どこにコンセンサスを見いだすのかについて幾分あいまいさが存在することは理解しますが、前提条件および業務範囲の両方の点から、いくつかの重要な問題に取り組むに際し、AG の勧告はより明白なものにすべきであると WWF は考えます。この勧告文書について私たちが抱いている懸念を以下にまとめました。

企業の社会的責任 (CSR) についての他の方策、手段、および運動 この勧告文書は、ISO デリベラブルは既存の CSR 手段、方策、および運動に価値を付加すべきであるということ、前提条件としてより明確に述べる必要があると考えます。

環境 この勧告文書では、環境問題の重要性を明白には認めていないという点で懸念が残ります。“社会的責任”は暗黙のうちに環境問題を含みますが、この文書をそのよ

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

うな想定に基づいたものにするのは、充分とは言えないと考えます。

デリベラブルの範囲: デリベラブルは他の組織にとっても潜在的に貴重なものになりうることを私たちは認めています。デリベラブルは企業が主に使用する指針文書とすべきであることを、この勧告文書は明確に述べる必要があります。これが意図するところであるのは確かですが、この勧告文書で使われている表現ではその点があはつきりしていません。

ステークホルダの関与: この分野の今後の ISO 作業には、ISO の過去のプロセスやこの勧告文書の完成に至るまでのプロセスを特長付けたものよりもさらに広範囲で多様なステークホルダ関与が必要となることを、いっそう明確に述べる必要があると考えます。AG には多様なメンバーが参加していますが、社会的責任 (CSR) に関わる今後の ISO 作業に当てる必要のある代表にはギャップがありました。これは、この作業の今後の信頼性にとって重要となります。

透明性および報告: 多様なステークホルダ関与と同様、勧告文書は、実施に関する透明性および公開性 (public reporting) を求めることが将来の ISO デリベラブルの重要な要素とならなければならない旨を、より明白に述べる必要があると考えます。

特に、参加および代表に関わる問題は、WWF が多くの経験を積み重ね、また、環境問題および社会問題に関するガイドラインの設定を成功させるために重要であることを発見した問題です。そしてそれらは、そのようなプロセスを促進するための実現能力と約定とに明確に関連しています。勧告では、これらの問題についてさらに言及し、こうした問題に支援を集中することができるようにする必要があると考えます。この必要性については、前提条件(4)の政治的なプロセスという分かりにくい文で強調されていますが、この(4)文言は思わぬ誤解を招く可能性があります。

これらの明確化が AG の今日までの議論と一致し、勧告文書に大幅な修正を加えることなくこれらを取り扱われたことを望むと共に、そのように信じます。変更を組み込むために

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.

複写厳禁

払ってくださった何人かの AG メンバーの努力には深く感謝申し上げますが、これまでの経過から考えて、これは実現不可能であったと考えます。

最後に WWF は、この少数意見書を提出しなければならないと考えた理由をご理解いただき、もしこれが建設的であると考えられた場合、私たちはその作成（開発）を支援し、作成業務が進むにつれこれらの懸念がどのように取り扱われているかを確認するために、プロセスに留まる意志を持っていることを申し上げておきます。

AG の尽力が首尾よくいくことを望むと同時に、WWF は、AG の業務が持続可能な発展に貴重な貢献を果たすことを願っています。

敬具

Gordon Shepherd

国際政策担当理事

WWF International（世界自然保護基金）

本文書は ISO 中央事務局の許可を得て翻訳し掲載しております。
無断転載、複写、引用を固く禁じます。

The report appears with the kind permission of ISO(International Organization for Standardization – www.iso.org). The report is a translation of the original English version of the Working Report on Social Responsibility developed by the ISO Advisory Group on Social Responsibility.